

船舶事故調査報告書

平成31年4月24日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	平成30年11月11日 13時00分ごろ
発生場所	山口県下関市六連島 ^{むつれ} 北方沖 六連島灯台から真方位010° 850m付近 （概位 北緯33° 59.1′ 東経130° 52.2′）
事故の概要	遊漁船 ^{むらく} 夢楽丸は、東南東進中、また、プレジャーボートフリッパーは、漂流中、両船が衝突した。 フリッパーは、船長及び同乗者1人が負傷し、右舷中央部外板に破口を生じ、また、夢楽丸は、船首部外板に擦過傷を生じた。
事故調査の経過	平成30年11月16日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 遊漁船 夢楽丸、4.0トン YG3-56593（漁船登録番号）、個人所有 10.24m（Lr）×2.62m×0.86m、FRP ディーゼル機関、209kW、昭和61年7月18日 第272-13022号（船舶検査済票の番号） B プレジャーボート フリッパー、5トン未満 290-41052福岡、個人所有 6.21m（Lr）×2.32m×1.18m、FRP ガソリン機関、84kW、平成4年9月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 68歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成7年6月8日 免許証交付日 平成27年2月18日 （平成32年6月7日まで有効） B 船長B 男性 49歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成13年4月16日 免許証交付日 平成28年4月8日 （平成33年4月20日まで有効）
死傷者等	A なし

	B 軽傷 2人（船長B及び同乗者）
損傷	A 船首部外板に擦過傷 B 右舷中央部外板に破口
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮流 南流約2ノット
事故の経過	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、釣り客6人を乗せ、遊漁を終えて帰港する目的で、平成30年11月11日12時30分ごろ下関市下関漁港に向けて福岡県北九州市白島^{しろ}北方沖の釣り場を出発した。</p> <p>A船は、北九州市藍島^{あいの}北方沖に至り、下関漁港に向けて針路を定めるとき、船長Aが六連島北端付近及び松瀬北灯浮標付近間の海域を目視で確認したところ、船首方に他船を認めず、手動操舵により約15ノットの対地速力で東南東進した。</p> <p>船長Aは、操舵室内の椅子に腰を掛けた姿勢で操船中、0.75海里（M）レンジとして作動したレーダー及び目視で左舷船尾方に小型船を認め、同小型船の針路及び速力からA船を追い越して船首方を通過していくと判断し、左方に向けて同小型船の様子を見ながら操船していたところ、13時00分ごろ同小型船がA船の船首方を右舷方に通過したとき衝撃を感じ、B船と衝突したことに気付いた。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、同乗者2人を乗せ、釣りの目的で、12時45分ごろ松瀬北灯浮標北北西方で船外機を中立運転とし、船首を南方に向けて漂泊を開始した。</p> <p>B船は、漂泊を開始するとき、船長Bが周囲を見たところB船に接近する船を認めなかったため、B船の右舷中央部で時々顔を上げて周囲を見ながら、主に竿先^{さお}や海面を見て釣りをを行い、漂泊を続けた。</p> <p>B船は、12時59分ごろ釣りを終えて帰港することとし、船長Bが前部で片付け作業を行っていたとき、同乗者の叫び声を聞いて右舷方を見たところ、至近にA船を認めたが、何をする間もなくA船と衝突した。</p> <p>船長Aは、衝突の衝撃で落水した船長B及びB船の同乗者1人をA船の釣り客と共にA船に引き上げて救助した後、海上保安庁に本事故の発生を通報し、下関漁港（南風泊^{はなまどまり}地区）に向けてA船でB船をえい航した。</p> <p>船長B及びB船の同乗者2人は、巡視艇に寄せられて上陸した後、救急車で病院に搬送され、船長Bが右下腿^{たい}骨幹部打撲傷と、B船の同乗者1人が右前腕打撲傷とそれぞれ診断された。</p> <p>（付図1 事故発生経過概略図 参照）</p>
その他の事項	船長Aは、下関漁港に向けて針路を定めるとき、松瀬北灯浮標までの距離が長かったので同灯浮標付近で漂泊していたB船を発見できなかったが、A船の左舷方を航行中の小型船の様子を見ながらも、時々前方を見て航行していれば、B船の存在に気付くことができた本事

	<p>故後に思った。</p> <p>船長Bは、B船が漂流中、航行中の他船が漂流中のB船を避けると思い、主に竿先や海面を見て釣りをを行い、片付け作業時は手元を見ていた。</p> <p>船長B及びB船の同乗者は、救命胴衣を着用していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり A なし、B なし A なし、B なし</p> <p>A船は、六連島北方沖において、下関漁港に向けて東南東進中、船長Aが、船首方に他船を認めず、進行方向に航行の支障となる船はいないと思い、左舷方を航行中の小型船に意識を向け、航行を続けたことから、漂流中のB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、六連島北方沖において、船首を南方に向けて漂流中、船長Bが、航行中の他船が漂流中のB船を避けると思い、漂流を続けたことから、B船に向かって接近するA船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、六連島北方沖において、A船が東南東進中、B船が漂流中、船長Aが、進行方向に航行の支障となる船はいないと思い、左舷方を航行中の小型船に意識を向け、航行を続け、また、船長Bが、航行中の他船が漂流中のB船を避けると思い、漂流を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航行中は、特定の方向だけに意識を向けることなく、常時、周囲の適切な見張りを行うこと。 ・漂流中は、航行中の他船が避けてくれると思わず、常時、周囲の適切な見張りを行うこと。

付図1 事故発生経過概略図

